

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 に基づく指導処置基準

(目的)

第1条 この基準は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号。以下「LP法」という。)に基づき実施する立入検査において、LP法又はその他法令違反者に対する処置の基準について定めるものとする。

(立入検査の対象)

第2条 立入検査の対象は、LP法第3条の規定により知事が登録した液化石油ガス販売事業者、同法第29条の規定により知事が認定した保安機関及び同法37条の4の規定により知事が許可した充てん事業者(以下「事業者」という。)とする。

(立入検査実施要領)

第3条 LP法に基づく立入検査実施要領は別に定める。

(指導処置)

第4条 立入検査により事業者の法令違反があると認められる場合は、下記のとおり行政指導及び行政処分を行う。

(1)行政指導

ア 改善指導

法令違反が認められる場合は、原則、書面(改善指導書)にて改善を指導し、改善報告を徴収する。記載不備等法令違反の程度が軽微である場合は、口頭にて改善を指導する。なお、口頭指導事項に係る改善状況又は改善対策の継続が認められない場合は、書面(改善指導書)にて改善を指導する。

イ 嚴重注意

事業者が改善指導に応じない場合、悪質な法令違反がある場合及び指導事項に係る改善状況又は改善対策の継続が認められない場合は、書面(嚴重注意書)にて注意する。

(2)行政処分

① 液化石油ガス販売事業

ア 改善命令

事業者が嚴重注意に応じない場合は、LP法第16条の2第2項の規定に基づ

き、改善を命令する。

イ 事業停止命令

事業者が改善命令に応じない場合は、LP法第26条の規定に基づき、期間を定めて液化石油ガス販売事業の全部又は一部の停止を命令する。

ウ 液化石油ガス販売事業登録の取り消し

事業者が事業停止期間内に改善命令を履行しない場合は、LP法第26条の規定に基づき、液化石油ガス販売事業登録を取り消す。

② 保安機関業務

ア 改善命令

事業者が嚴重注意に応じない場合は、LP法第34条第3項の規定に基づき、改善を命令する。

イ 保安機関認定の取り消し

事業者が改善命令に応じない場合は、LP法第35条の3の規定に基づき、保安機関の認定を取り消す。

(公 表)

第5条 LP法に基づく行政処分については、必要に応じて下記のとおり公表とする。

(1) 公表の内容

- ア 処分をした日
- イ 事業者の氏名又は名称及び所在地
- ウ 行政処分の概要
- エ その他必要な事項

(2) 公表の方法

- ア 県政記者室への資料提供
- イ 関係機関等への通報
- ウ 県エネルギー政策課ホームページへの掲載

附 則

本指導処置基準は、平成28年 4月 1日から施行する。